

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等の場合の採捕については、この限りでない。

令和元年6月11日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

1 禁止期間

周年

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市北野町大城、大城橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ470メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ620メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

令和元年9月15日から令和4年9月14日まで